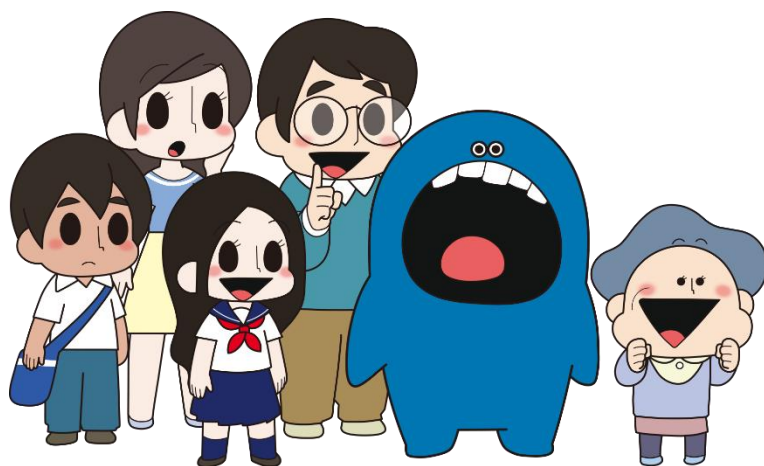




せいかつほご 生活保護のしおり

せいかつほご りよう生活保護を利用するにあたって知っておいていただきたいことや、ひつよう必要な手続きについて書いてあります。



©神奈川県 かなかなかぞく

れいわ ねん がつばん
令和4年4月版

目

次

せいかつ ほご 生活保護とは	1
ほご りよう 保護を利用するには	1
ほご ひきかた 保護費の決め方	3
ほご しゅるい 保護の種類について	4
しゅうにゅうにんていがく 収入認定額について	6
ほごりようちゅう けんり ぎむ 保護利用中の権利と義務について	7
ほごりようちゅうとく ちゅうい 保護利用中特に注意すること	13
びょういん かた 病院へのかかり方	14
かいごふじょ 介護扶助について	16
ほご ひしきゅう 保護費の支給について	19
ほご かいしけっていじ てつづ 保護開始決定時の手続きについて	19
しんこくしょとう きにゅうれい しゅうにゅう むしゅうにゅう しんこくしょ 申告書等の記入例 収入（無収入）申告書	20
ほご へんこうしんせいしょ 保護変更申請書	22
しさんしんこくしょ 資産申告書	23
つういんしんこくしょ 通院申告書	24
しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金	25
しんがくじゅんびきゅうふきん 進学準備給付金	27
そうだん れんらくさき 相談・連絡先	29

生活保護とは

国が、憲法25条の理念に基づいて、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な

最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを

目的とした制度です。

●保護を利用するには

保護を利用するときは、自分の持っている能力（働くこと）、資産（貯金・土地等）、そ

の他あらゆるものを自分の生活のために活用することが必要です。また、扶養義務者からの

援助や他の法律等による給付は保護に優先します。

【資産について】

原則として保有が認められず、活用していただく主なものは、次のとおりです。

◆土地・家屋

・現に世帯の居住用に役立っているものであっても、処分価値と利用価値を比較して、

処分価値が著しく大きい土地及び家屋。

・現に居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。

・その地域の農家の平均耕作面積以上、あるいは現に収益を上げていない田畑。

・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なもの。

◆自動車

・障がい者である又は公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院等に

特別な事情がない場合。

◆オートバイ

- ただし、総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

◆生命保険

- 保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。（ただし、保有が認められた生命保険であっても、解約返戻金や保険金を受け取ったときは、すでに受けた保護費の範囲内の金額を保健福祉事務所に返還していただく必要があります。）

◆その他

- 家族構成や一般世帯の所有状況から判断して、必要と認められた生活用品以外のもの。

【能力について】

- ◆働くことのできる方は、働いて収入を得ることが必要です。（病気の方は療養に専念し、治すための努力をしてください。）

【その他の制度】

- ◆健康保険、年金、各種手当等生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、まずこれらを利用することが必要です。

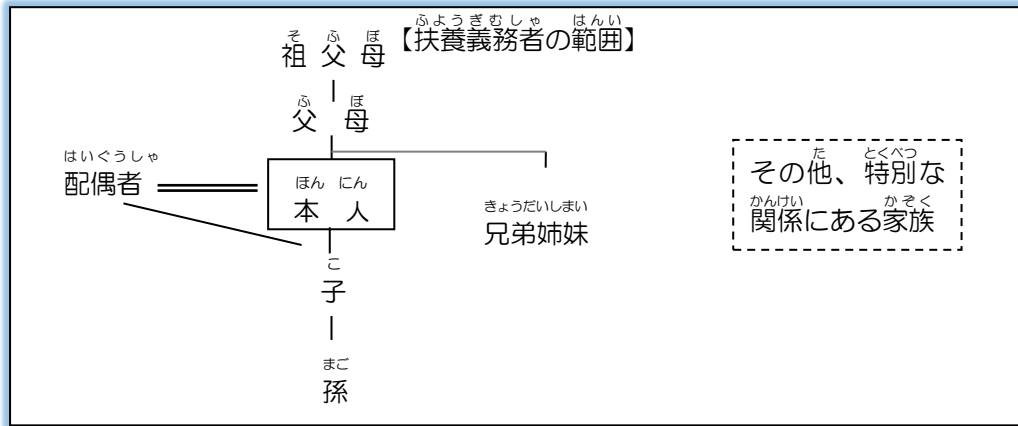
【扶養義務者からの援助について】

- ◆親子・兄弟姉妹等と援助について相談してください。特に扶養義務の関係が強い別居中の配偶者や義務教育修了前の子どもの親からは、特別な事情がない限り援助を受ける努力が必要です。

◆保健福祉事務所が扶養の期待性があると判断した扶養義務者の方に対して、援助の可能性

について照会を行うことがあります。家庭内暴力、虐待等の経緯がある場合や、

特別な事情がある場合などは、ご相談ください。



【保健福祉事務所が行う調査について】

◆保護の決定や実施等のため、収入の状況、課税状況、預貯金や保険、不動産などの

資産の状況、年金などの社会保障給付の状況、病状や健康状態などについて調査

を行います。

※調査はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合もあります。

●保護費の決め方

お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計

額）と収入認定額をくらべて、足りない部分を保護費として決定します。

<p>さいていせいかつひ 最低生活費</p> <p>せいかつ　じゅうたく　きょういくふじょうきじゆんがく　かさん　いちじふじよ　ふく 生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一時扶助を含む）</p>	
<p>しゅうにゅうにんていがく 収入認定額</p> <p>そうしゅうにゅう　ひつようけいひ　きんろうこうじょとう 総収入－（必要経費・勤労控除等）</p>	<p>ほごひ 保護費</p>

※最低生活費は、世帯員の年齢や人数、家賃額などによって算定するため、世帯員の入院、

入所など、世帯の状況の変化により変更する場合があります。

※保護の開始決定は、申請のあった日から原則として14日以内（但し、調査に日時を要する

場合や、特別な理由がある場合は30日以内）に通知します。

※保護の申請時や保護開始後、保健福祉事務所の担当者が定期的に家庭訪問を行います。

●保護の種類について

1	生活扶助	
2	住宅扶助	
3	教育扶助	
4	医療扶助	
5	介護扶助	
6	出産扶助	
7	生業扶助	
8	葬祭扶助	

衣食、その他日常生活に必要な費用

家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用

学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用

けがや病気の治療に必要な費用

介護を受けるために必要な費用

出産に必要な費用

技能修得や高等学校等の就学に必要な費用

葬祭に必要な費用

（葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用している方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など）

◆保護費は目的通りに使用してください。

住宅扶助費（家賃等）や教育扶助費（給食費等）、介護保険料加算などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。滞納等がある場合は、必要に応じて代理納付を行います。

【加算・一時扶助について】

特別な需要によって、次のようなものが加算または支給されます。

◆主な加算

母子加算・・・母子・父子世帯等

障害者加算・・・重度の障がい者等

児童養育加算・・・18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している者

◆主な一時扶助（支給要件があります。）

被服費・・・布団・被服・おむつ等

入学準備金・・・小・中学校に入学する際の入学準備金

高等学校等への入学準備のための費用



家具什器費・・・家具・炊事用具・食器・冷暖房器具等（保護開始時に持ち合わせが

無い等の場合に限る）

期末一時扶助費・・・越年するための一時金

転居の費用・・・敷金・運搬費等

住宅維持費・・・屋根やたたみ、風呂等の修理費

● 収入認定額について

働いて得た収入、年金や手当、資産活用による収入、仕送り等については、これらの収入を得るために必要な経費を差し引いて収入認定額とします。また、働いて得た収入については、必要経費・勤労控除を差し引いたものを収入認定額とします。

【必要経費】

社会保険料・所得税・労働組合費・交通費や、農業・自営業等を営むために必要な経費などがあります。

【勤労控除】

◆基礎控除・・・収入金額により控除額が決まっています。収入額が多くなれば、控除額も多くなるように決められています。

◆新規就労控除・・・学校を卒業した方が継続性のある職業についての場合や、入院その他やむを得ない事情のために3年以上就労しなかった方が継続性のある職業についての場合に、6か月間に限り控除します。

◆20歳未満控除・・・20歳未満の方について控除します。ただし、単身者などの場合は適用されません。

◆その他の控除・・・託児費、国民年金の受給権を得るために必要な任意保険料、他法・他施策などによる貸付金の償還金などで、真に必要なやむを得ないものに限り、最小限度の額を控除します。

保護利用中の権利と義務について

保護は、最低生活の維持のための給付であり、特別の権利が与えられています。

その一方で、保護を利用する方には守っていただかなければならない義務もあります。

【保護利用中に保障されること】

●権利

- ◆正当な理由がなければ、すでに決定された保護は、不利益に変更されることはありません。
- ◆保護金品に対して税金等をかけられることはありません。
- ◆保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
- ◆保健福祉事務所長が決定した保護の内容について不服があるときは、県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることができます。

【保護利用中に守っていただくこと】

●義務

◆自分の生活をより良くするための努力をすること

働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。

保護利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努めましょう。

◆保健福祉事務所への届出の義務を守ること

生活保護法第61条に基づき、収入や支出その他世帯の状況に変動があるときには、

すみやかに保健福祉事務所へその旨の届出を行ってください。

※世帯主だけでなく、働ける年齢の方（義務教育終了後の15歳以上、高校生等未成年

も含む）が世帯にいる場合、保護開始時は『「生活保護のしおり」説明確認書』（最終

頁にあり）を提出していただきます（全員、自筆で記入してください）。

※保護利用中に働ける年齢となった方や働ける年齢の方が転入した場合は、別途

「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」を提出していただきます（自筆

で記入してください）。

(1) 「収入（無収入）申告書」について（20・21ページに見本あり）

保護費以外の収入を得たとき、あるいは何も収入を得ていなくても、世帯全員の

収入状況を「収入（無収入）申告書」に記載し、保健福祉事務所に提出してく

ださい。なお、記入した収入を証明する資料も添付してください。

～例～

• 就労が可能と判断される方、求職活動を行っている方（収入の有無に関わらず、

求職活動状況報告書裏面に記載し、原則毎月提出）。

• 新たに働きはじめたときや働いている会社が変わるなど、給与額が変わる見込みのあるとき。

• 働いていて収入に変動があったとき（賞与等も申告してください）。

• 財産を処分したり、親族からの仕送りなど臨時的収入を得たとき。

• 新たに年金や手当、仕送り等の収入を得たときや、その金額が変わったとき。

※年金や手当、仕送り等の収入金額に変わりがないときや、保護費以外に収入がな

い場合も、少なくとも12箇月ごとに申告書を提出してください。

① 高校生のアルバイト収入について

高校生がアルバイトをして得た収入も必ず申告してください20歳未満の方には

「20歳未満控除」や「基礎控除」等が適用されます。

また、事前に保健福祉事務所から承認が得られた場合は、クラブ活動費の一部、私

立高校における授業料の不足分、学習塾費、高校卒業後に進学を考えている場合そ

の進学費用としての貯蓄分等を、収入認定額から除外することもできます。詳しくは、

地区担当員にお尋ねください。

ただし、収入申告をせず、後からその収入が判明した場合には、原則その分の

保護費を全額返していただくこととなりますのでご注意ください。

② 課税調査等による収入額の調査を行います

保健福祉事務所では、収入状況を確認するため、生活保護法第29条の規定に

基づき、毎年課税状況の調査を行います。また、必要に応じて、関係先（就労先、

年金事務所等）へ調査を行います。

事実を偽ったり隠したりして収入の申告が適正に行われていないことが明らかに

なった場合は、不正に受けた保護費を保健福祉事務所が徴収します。また、徴収金

について、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることや、詐欺罪等で告訴する場合があります。

(2) 「保護変更申請書」について (22ページに見本あり)

支出その他生計あるいは世帯の状況に変動があったときには、すみやかに保健福祉事務所に「保護変更申請書」を提出してください。

～例～

- 病気やけがで病院等へかかるとき、入院、退院や転院をするとき。
- 出生、死亡、転入、転出等の理由で家族に変動があったとき。
- 出産、生業、葬祭、住宅の修理等特別な費用が必要なとき。
- 介護サービスを利用するとき。(その他、介護事業者の変更や介護サービスの種類に変更があったときなど。)

(3) 「資産申告書」について (23ページに見本あり)

世帯の資産(現金、預金、動産、不動産等)について、12箇月ごとに資産申告書を保健福祉事務所に提出してください。なお、申告いただいた内容によっては資産を証明する資料の確認が必要となります。また、必要に応じて、関係先へ調査を行います。

◆保健福祉事務所の指導・指示に従うこと

保健福祉事務所では、次のようなとき、口頭又は文書で指導・指示を行います。保護

利用中の方はこれに従う義務があります。

(1) 就労についての指導・指示

- 健康状態等からみて、働くことができるにもかかわらず、正当な理由もなく働かないでいるとき。
- 働いていても、収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしていないとき。

(2) 療養上の指導・指示

- 病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき。
- 主治医や保健福祉事務所の医師の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要と認められるとき。
- 健康状態等を確認するための検診命令に従わないとき。

(3) その他の指導・指示

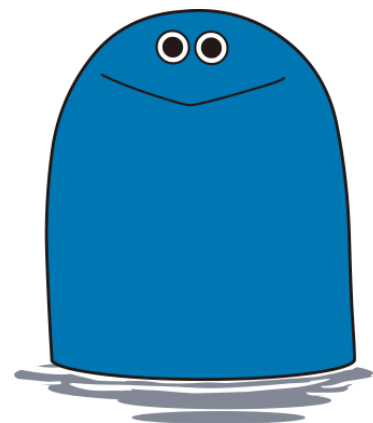
- 売却等により利用する必要がある資産等を処分しないとき。
- 扶養義務者が援助の申し出をしているにもかかわらず援助を受けないとき。
- 利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- 保健福祉事務所への届け出の義務を守らないとき。
- その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき。

◆保護費の返還を求められた場合、速やかに返還すること

次の場合、すでに支給された保護費の範囲内（医療費等現物で支給されたものも含む）で、
得た収入の全部又は一部を保健福祉事務所へ返還してください。

- 急迫した事情のため、不動産や自動車等の資産があるにもかかわらず保護を受けた場合
で、その資産を処分するなどにより収入を得たとき。
- 加入していた生命保険の保険金又は解約返戻金等を受領したとき。
- 保護の開始後に、過去に遡って年金や手当、補償金等を得たとき。
- その他、保護の変更により、決定した保護費より多く保護費を支給されていたとき（その差額を返還してください）。

※返還金については、保健福祉事務所との協議の上、「保護金品等を返還金の納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、返還金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。



ほごりようちゆう とく ちゆうい
保護利用中 特に注意すること

◆ 事実を偽ったり隠したりして不正に保護を利用したときは、保健福祉事務所が

法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を徴収します

(徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすること

があります。)。また、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には、詐欺

罪等で告訴する場合があります。

※ 徴収金については、保健福祉事務所との協議の上、「保護金品等を徴収金の

納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は

申出内容の変更を行わない限り、徴収金を全て納付するまで保護金品等から

支払いに充てることができます。

◆ 保健福祉事務所が、保護を適用する上で必要と認め行う文書による指導・

指示に正当な理由がなく従わない場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の

変更や停止・廃止を行うことがあります。

◆ 資産状況、健康状態等を調べるための調査や検診命令に従わない場合

は、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

◆ 交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者の行為を原因として医療

行為や介護サービスを受けた場合、相手が誰であっても、また自分の過失の

大小に関わらず、保健福祉事務所に届出をしてください。

◆ 暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護を利用できません。

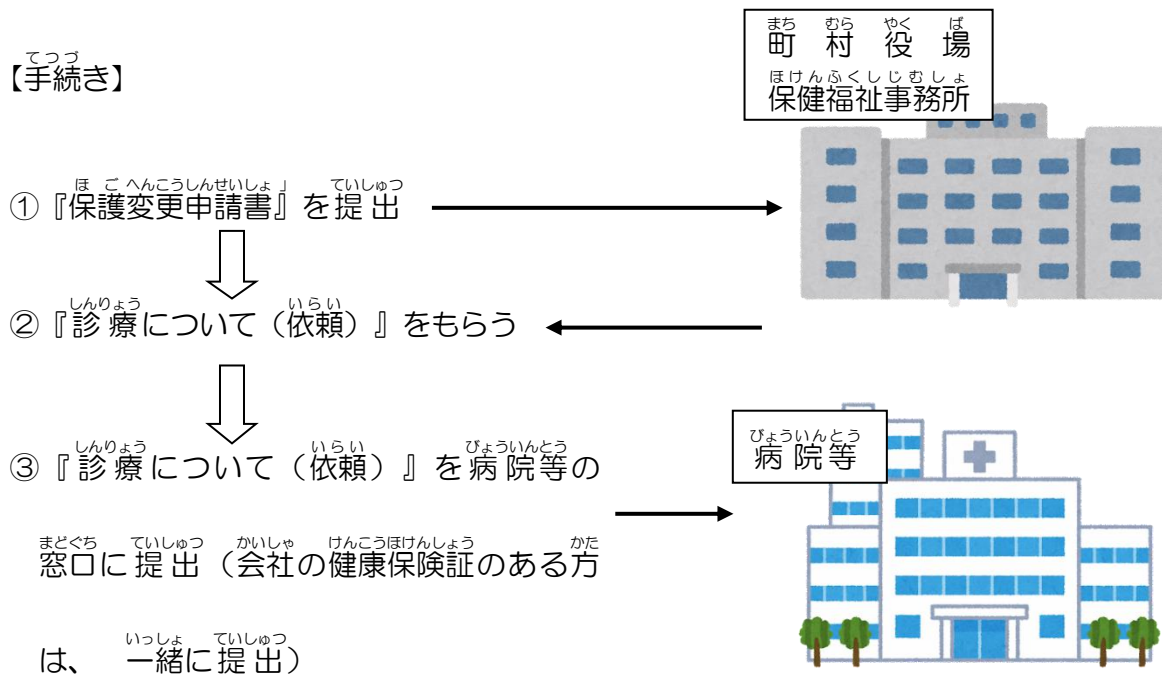
びょう いん かた 病 院 へ の か か り 方

◆ 役場で発行している「国民健康保険証」は、保護を利用している期間は使用できませんので、至急役場に返してください。（会社の健康保険は利用できます。）

◆ できるだけ近隣の、生活保護法で指定されている病院・診療所（指定医療機関）で受診してください。やむを得ず遠くの指定医療機関で受診しようとする場合は、事前に保健福祉事務所に相談してください。

なお、一般病床200床以上の指定医療機関の受診については、文書による紹介がある場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合、診療科目が当該病院のみにしかない場合、当該病院への受診が必要と判断された場合に限られるので、ご留意ください。

【手続き】



◆ 同じ指定医療機関に続けてかかる場合は、あらかじめ手続きをする必要はありませんが、1か月以上間があく場合は最初と同じ手続きをとってください。

◆ 次の場合は、必ず保健福祉事務所まで連絡してください。

・ 病院等から処方せんをもらい、薬局で薬を受け取るよう指示されたとき。

・ 病気やけがが治ったり、治療を中断したとき。

・ 入院や退院、又は転院したとき。

◆ 急病のため夜間や休日に病院等にかかる場合や、傷病等の状態により保健福祉

事務所へ事前の連絡ができない場合は、別にお渡ししてある『受給者証（休日・夜間

緊急受診証）』を病院等へ提出してください。『受給者証（休日・夜間緊急

受診証）』を利用した場合は、必ず保健福祉事務所へ連絡してください。

◆ 次の場合、必要に応じてその費用を支給することができますので、事前に保健福祉事務所

へ申請してください。

通院費・・・・・・交通費がかかるときは、『通院申告書』（24ページに見本あり）

を提出してください。

治療材料費・・・・・・メガネやコルセット等治療の一環として治療材料費を必要とする

きは、あらかじめ『保護変更申請書』を提出してください。

◆ 後発医薬品の使用についてお願い

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及については、国全体で取り組んでいます。

このため、保護においても、その取り組みの一環として、医師が後発医薬品への変更を

不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していただ

くことにしています。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、原則後発医薬品を使用して
ください。

介護扶助について

【介護扶助とは】

- ◆65歳以上の方は、保護を利用されていても、介護保険に加入することになります。介護が必要になったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます《第1号被保険者》。自己負担の一割分は、介護扶助として保護で負担します。
- ◆医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方も介護保険に加入することになります《第2号被保険者》。加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます。自己負担分は、介護扶助として保護で負担します。
- ◆医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入することはできません《被保険者以外の方》。介護が必要となったときには、「障害者総合支援法」（正式名：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）による自立支援給付等の他法が優先適用となります。ただし、加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となった方で、他法による給付が受けられない場合には、保護の介護扶助で、必要なサービスを受けられます。介護保険に相当する範囲内でサービスが受けられ、

この場合の費用は保護で負担します。

	40歳～65歳未満の方	65歳以上の方
医療保険 未加入者	<p>介護保険の被保険者以外の方 (介護扶助10割給付) ※保護利用者の大多数は、医療保険の 未加入者(国民健康保険の適用除外) であるので、介護保険の被保険者とな りません。 ※障害者総合支援法による自立支援 給付等が優先適用となります。</p>	<p>介護保険第1号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>
医療保険の 被保険者	<p>介護保険第2号被保険者 (介護保険9割+介護扶助1割)</p>	

【サービス利用の手続き】

◆介護サービスを受けるには、介護が必要な状態である旨の認定を受ける必要があります。

①第1・2号被保険者の場合、市町村(介護保険窓口)への要介護認定申請のほかに、

保健福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。要介護認定の結果や居宅介護サービ

ス計画(ケアプラン)をもとに介護扶助を決定します。

②被保険者以外の方は、保健福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。

◆ケアプランを作成する際には、指定介護機関の中から事業者を選定していただくことに

なりますので、事前に保健福祉事務所へご相談ください。

【保険料とその納め方】

◆介護保険制度は、必要なサービスを社会全体で支えるために、加入者みなさんで保険料を

納めます。保護ほごを利用りようされている方も、①65歳さい以上じょうの方かた、②医療保険いりょうほけんに加入かにゆうしている4

0歳さい以上じょう65歳さい未満まんの方は、介護保険かいごほけんの被保険者ひほけんしゃとなりますので、保険料ほけんりょうを納めていた

きます。被保険者ひほけんしゃ以外いがいの方は、保険料ほけんりょうを納める必要ひつようはありません。

◆老齡年金ろうれいねんきんなどを受給じゅきゅうしている方は、年金ねんきんから介護保険料かいごほけんりょうが天引きてんびされます。ご本人ほんにんが

市町村しちょうそんへ直接ちよくせつ支払しはらう必要ひつようはありません。年金収入ねんきんしゅうにゅうが少なくなすくった分ぶんは、保護費ほごひとして

保健福祉事務所ほけんふくしじむしょから支給しきゅうします。なお、天引きてんびの対たい象しょうとなるのは、月額げつがく1万5千円まんせんえんいじょう以上

の老齡年金ろうれいねんきんなどを受給じゅきゅうしている方かたです。

◆その他たの方は介護保険料かいごほけんりょうを、納付月のうふつきに保護費ほごひに上乗せうわのして保健福祉事務所ほけんふくしじむしょから支給しきゅうします

が、保健福祉事務所ほけんふくしじむしょでは、必要ひつように応おうじ、介護保険料かいごほけんりょうの代理納付だいのうふを行おこなっています。

ほごひ しきゅう 保護費の支給について

はじめのほごひは、ほごかいしけつていつうちしよ きさい しきゅう
初めての保護費は、保護開始決定通知書に記載のとおり支給されます。

じかい まいつきげんそく か ていれいしきゅうび しきゅう げんそく こうざ
次回からは毎月原則5日（定例支給日）に支給されます。原則、口座

ふりこみ ほごひ やくば ししよ どうまどぐち うと
振込となりますが、保護費を役場（支所）等窓口で受け取る時は、

いんかん ほごけつていつうちしよ た じさん
印鑑、「保護決定通知書」、その他（ ）を持参

してください。

ほごかいしけつていじ てつづ 保護開始決定時の手続きについて

ほご りよう きま 必要に 応じて 次の てつづ
保護を利用することが決まったときは、必要に応じて次の手続きを
とってください。

◆やくば てつづ 役場での手続き

- こくみんけんこうほけん つか こくみんけんこうほけんしよ うやくば かえ
・国民健康保険は使えなくなりますので、国民健康保険証を役場へ返

してください。

- こていしさんぜい じゅうみんぜい こくみんねんきんほけんりょうとう めんじよ ばあい
・固定資産税、住民税、国民年金保険料等は免除になる場合があります

ますので、めんじよしんせい てつづ やくば そうだん
ますので、免除申請の手続きについては役場にご相談ください。

◆た てつづ その他の手続き

- ほうそうじゅしんりょう げんめん てつづ
・NHK放送受信料の減免がありますので、手続きをしてください。

表面

収入（無収入）申告書

○年 ○月 ○日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住所 ○○町○○123
申告書 氏名 神奈川○郎

私の世帯の総収入は下記のとおり相違ありません。

働いて得た収入				
働いている者の名前		○郎	○子	
仕事の内容		店員	内職	
見込	4月分	収入 130,000	50,000	
		必要経費 13,000		
		就労日数 24日	80時間	
前3か月分	3月分	収入 140,000	0	
		必要経費 14,000		
		就労日数 26日		
	2月分	収入 130,000	0	
		必要経費 13,000		
		就労日数 24日		
	1月分	収入 120,000	0	
		必要経費 12,000		
		就労日数 22日		
	その他の収入(恩給・年金・雇用保険法による給付・仕送り・その他)			
	収入を得ている人の名前		○子	
	収入の種類		○○年金	
見込	4月分	収入 100,000		
		必要経費		
		就労日数		
前3か月分	3月分	収入 0		
		必要経費		
		就労日数		
	2月分	収入 0		
		必要経費		
		就労日数		
	1月分	収入 0		
		必要経費		
		就労日数		
	その他今後3か月以内に入る見込のある収入	内 容		収入見込額
				円 月頃

ウラへつづく

<p>参考事項 <input type="checkbox"/> 収入・必要経費等についての説明</p>	<p>(給与明細書、賞与明細書、年金改定通知書の写を添付してください。)</p> <p>上記の資料として次のものを添付します。</p> <p>(1) 給与明細書 (2) (3)</p>
<p>働いて得た収入がない人とその理由</p>	<p>(この欄は、中学生以下の人は記入する必要はありません。)</p> <p>○ 江 入院中のため</p> <p>○ 子 高齢のため</p>

注 意

1. 保護の決定又は実施のために必要があるときは、生活保護法第 29 条の規定に基づき、関係先へ調査することがあります。
2. 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 78 条の規定に基づき、それまでに受給した費用を徴収される他、同法第 85 条又は刑法の規定に基づき処罰されることがあります。

第2号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

保 護 変 更 申 請 書

○年○月○日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

申請者 住所(居所) 〇〇町〇〇123

氏 名 神奈川 〇郎

(申請者と保護の
変更を必要とす
る者との関係) 1 本人
2 扶養義務者
3 同居の親族

次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

被 保 護 者	性別	年齢	住 所 (居 所)
世帯主氏名 神奈川 〇郎	男・女 <input checked="" type="radio"/>	50	〇〇町〇〇123
保護の変更を必要とする者 〇子	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	70	同上
保護の変更を必要とする理由	<p>[例] (転入の場合) 〇子が〇月〇日転入しました。</p> <p>[例] (住宅扶助の申請) ・敷金・家賃を支給してください。 ・屋根の修理をしてください。</p> <p>[例] (医療機関へかかるとき) ・腹痛のため〇〇病院へ受診します。</p> <p>[例] (介護サービスを利用するとき) ・訪問介護を利用します。</p>		

備考 保護の変更を必要とする理由が転入、出生等による世帯員の増加の場合は、保護の変更を必要とする者欄に個人番号も記入してください。

資 産 申 告 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住所 ○○町 ○○ 123
 申告書 氏名 神奈川 ○郎

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

家屋	面積	所在地	所有者	
自己の居住用	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>			
その他の家屋	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
土地	面積	所在地	所有者	
自己の居住用宅地	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
その他の宅地	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
畑	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
山林・その他	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>			
自動車 (自動二輪を含む)	車種(車名)	排気量	年式	所有者
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		cc		
現金	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	5,000 円		
預貯金	預金先(店名)	口座番号	口座名義人	預貯金額
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	○○銀行 (○○支店)	123456	神奈川 ○郎	50,432
生命保険	契約先(保険名)	契約者	被保険者名	保険金額 (月額)保険料
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>				
その他の保険				
有価証券類	種類	額面	評価概算額	
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>				
貴金属その他 高価なもの	品目			
有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>				

通院申告書

○ 年 ○ 月 ○ 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住所(居所) ○○町○○123
 申請者 氏名 神奈川○子

次のとおり申告します。

患者名	神奈川○子	住所	○○町○○123				
指定医療機関	○○病院	指定医療機関所在地	○○市○○1-23				
3 月 分	1	2	3	4	⑤	6	7
	8	9	10	11	⑫	13	14
	15	16	17	18	⑰	20	21
	22	23	24	25	⑳	27	28
	29	30	31				

経路 (例 交通機関費用(片道) ○—バス—○—JR—○—バス—○前)

交通経路

○○ — バス — ○○病院前
 片道○○円

就 労 自 立 給 付 金

保護利用中に、安定した生活が継続できる職業に就いたことにより、保護を必要としなくなったと保健福祉事務所が判断した方から、申請をいただくことで、就労自立給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、保護の廃止の直前に行っていたら、給付金は、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに支給されます（保護の廃止後も申請できます）。

※給付金の支給を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときは、時効によって消滅します。

※過去に給付金の支給を受け、3年を経過していない方は、支給対象とはなりません。ただし、就労していた会社等の倒産や事業の廃止などやむを得ない理由（疾病等自己都合による場合は除きます）がある場合は対象となることもあります。

※辞退によって保護が廃止となった方は、給付金の支給対象とはなりません。

◆支給方法は、保護廃止前の最大6ヶ月分の就労による収入認定額に対し10%を乗じた額に、単身世帯2万円/複数世帯3万円を加えた額と、支給上限額とを比較し、いずれか低い額が、保護廃止時に世帯単位で一括支給されます。

支給上限額は、単身世帯の場合は10万円、2人以上の世帯の場合15万円となります。

※^{じっさい}実際の^{きゅうふきん}給付金の^{きんがく}金額は、^{しんせい}申請があつた^{あと}後に^{さんしゆつ}算出します。

◆^{ほけんふくしじむしょ}保健福祉事務所は、^{きゅうふきん}給付金の^{しきゆう}支給を^{てきせつ}適切に行^{おこな}うため、^{ひつよう}必要があるときは、^{ほご}保護^{りようちゆうも}利用中若しくは^{ほごりようしゆうりようご}保護利用終了後、^{やといぬし}雇^た主^{かんけい}その他の^{ひと}関係する^{あんてい}人に、^{しよくぎょう}安定した^{しよくぎょう}職業に^つ就いた^{じじつ}事実や^{しゅうろうしゅうにゆう}就労^{がくとうひつよう}収入^{じこう}の^{ほうこく}額等^{もと}必要な^{ほうこく}事項^{もと}の^{ほうこく}報告^{もと}を^{ほうこく}求める^{もと}ことがあります。

◆^{じじつ}事実を^{いつわ}偽^{かく}ったり^{ふせい}隠^うしたりして^{きゅうふきん}不正に^{しきゆう}給付金の^う支給^{ほけんふくしじむしょ}を受けたときは、^{ほけんふくしじむしょ}保健福祉事務所^{ほうだい}が^{しょう}法^{もと}第^{ふせい}78^う条^{きゅうふきん}に基づき^{ぜんぶ}不正に^{いちぶ}受^{ちようしゅう}けた^{ちようしゅう}給付金の^{ちようしゅう}全部^{ちようしゅう}または^{ちようしゅう}一部^{ちようしゅう}を^{ちようしゅう}徴^{ちようしゅう}収^{ちようしゅう}します。

(^{ちようしゅうきん}徴^{ちようしゅう}収^{ちようしゅう}金^{ちようしゅう}については、^{ふん}100^{じょう}分の^{きんがく}40^{じょうげん}を^{うわの}乗^{うわの}じた^{うわの}金額^{うわの}を上^{うわの}限^{うわの}に^{うわの}上^{うわの}乗^{うわの}せ^{うわの}する^{うわの}ことがあり^{うわの}ます。)

進学準備給付金

保護利用中に、高等学校等を卒業し大学等に進学する方は、進学準備給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、大学等へ確実に入学すると見込まれる対象者が生活保護世帯員である間に行っていたとき、給付金は、申請のあった日から14日以内、ただし、進学先等の調査に時間を要する等特別な事由がある場合は、30日以内に決定し、支給されます。

※給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅します。また再支給はできません。

〈申請書類〉

①進学準備給付金申請書

②大学等へ確実に入学すると見込まれることが分かるもの（次のいずれか）

- 入学金を納付したことを証明する書類の写し
- 入学金延納を申請した書類の写し
- 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等

③（進学に伴い転居する場合）新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

④その他、^た進学先^{しんがくさき}の概要^{がいようとう}等^わが分かる書類^{しよるいとう}等

◆^{しきゅうがく}支給額^{つき}は、^{とお}次の通り^とです。

^{しんがく}進学^{とちな}に伴^{てんきょ}い転居^{かた}する方^{まんえん} 【30万円】

^{げんざい}現在の^{したく}自宅^{つうがく}から通学^{かた}する方^{まんえん} 【10万円】

※^{しょうがくきんとう}奨学金^う等^うを受けながら^{だいがくとう}大学^{しんがく}等に^{せたいぶんり}進学^{とりあつか}すると世帯^{せたい}分離^{ぶんり}という取^と扱^{あつか}いになります。

^{しんがく}進学^{あと}した後は、^{しんがく}進学^{かた}した方^{ぶん}の^{せいかつほこひ}分^{しきゅう}の生活^{しきゅう}保護^{しきゅう}費^{しきゅう}は^{げんざい}支給^{したく}されませんが、^{げんざい}現在の^{したく}自宅^{したく}か

^{つうがく}通学^{かた}する方^{せたい}の世帯^{せたい}については、^{じゅうたくふじょひ}住^{げんがく}宅^{げんがく}扶^{げんがく}助^{げんがく}費^{げんがく}の^{げんがく}減^{げんがく}額^{げんがく}は^{げんがく}あり^{げんがく}ませ^{げんがく}ん。

◆^{じじつ}事^{いつ}実^{かく}を偽^{かく}ったり隠^{かく}したりして^{ふせい}不正^{ふせい}に^{きゅうふきん}給^{しきゅう}付^う金^うの^{しきゅう}支^う給^うを受^うけた^うときは、^{ほけんふくしじむしょ}保^{ほけんふくしじむしょ}健^{ほけんふくしじむしょ}福^{ほけんふくしじむしょ}祉^{ほけんふくしじむしょ}事^{ほけんふくしじむしょ}務^{ほけんふくしじむしょ}所^{ほけんふくしじむしょ}

^{ほうだい}が^{しょう}法^{しょう}第^{しょう}78^{しょう}条^{しょう}に^{もと}基^{ふせい}づ^うき^う不正^{ふせい}に^う受^うけた^う給^う付^う金^うの^{きゅうふきん}全^{せん}部^ふま^ふた^ふは^{いちぶ}一^{ちようしゅう}部^{ちようしゅう}を^{ちようしゅう}徴^{ちようしゅう}収^{ちようしゅう}し^{ちようしゅう}ま^{ちようしゅう}す。

^{ちようしゅうきん}（^{ちようしゅうきん}徴^{ちようしゅうきん}収^{ちようしゅうきん}金^{ちようしゅうきん}に^{ちようしゅうきん}つ^{ちようしゅうきん}いて^{ちようしゅうきん}は、^{ちようしゅうきん}100^{ちようしゅうきん}分^{ちようしゅうきん}の^{ちようしゅうきん}40^{ちようしゅうきん}を^{ちようしゅうきん}乗^{ちようしゅうきん}じ^{ちようしゅうきん}た^{ちようしゅうきん}金^{ちようしゅうきん}額^{ちようしゅうきん}を^{ちようしゅうきん}上^{ちようしゅうきん}限^{ちようしゅうきん}に^{ちようしゅうきん}上^{ちようしゅうきん}乗^{ちようしゅうきん}せ^{ちようしゅうきん}す^{ちようしゅうきん}る^{ちようしゅうきん}こ^{ちようしゅうきん}と^{ちようしゅうきん}が^{ちようしゅうきん}あ^{ちようしゅうきん}り^{ちようしゅうきん}ま^{ちようしゅうきん}す。

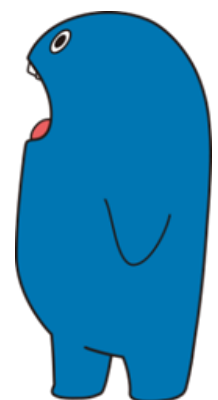
そう だん れん らく さき
相 談 ・ 連 絡 先

◆保健福祉事務所の担当者が定期的にあなたの家庭を訪問しますので、日頃の心配ごと等、どんなささいなことでも遠慮なく相談してください。また、役場や地区の民生委員もいろいろな相談にのってくれます。

◆保健福祉事務所や役場の担当員、民生委員は、あなたの相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください。

あなたの担当は

保健福祉事務所	課 (☎ —)
	担当員名 _____
町 (村) 役場	課 (☎ —)
	担当員名 _____
担当民生員名 _____	(☎ —)



「生活保護のしおり」説明確認書

生活保護利用中の権利・義務及び所定の手続き等について、説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する、次の事項について改めて説明を受けたので、□にチェックし、署名します。

□健康の保持・増進に努め、また収入・支出などの生計の状況を知り、生活をより良くするよう努めます。

□生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、保健福祉事務所長に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。

□世帯主だけではなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても保健福祉事務所に申告する義務があることを了承し、私と私の世帯員のすべての収入について、保健福祉事務所に申告します。

□世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、保健福祉事務所に速やかに申告します。

□保健福祉事務所が実施する調査（収入、課税、資産、社会保障給付、健康状態など）はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合があることを理解しました。

□家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は、代理納付を了承します。

□保護の目的達成や決定実施のために保健福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。

□事実を偽ったり隠したりして、不正に保護を利用した時は、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と保健福祉事務所に判断された場合も含む。）

□保護費の返還を求められた場合は、速やかに返還します。

□暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

ねん がつ ち
年 月 日

（説明を受けた方）氏名 _____

（説明した人） _____ 保健福祉事務所 課 氏名 _____

さんこう せいかつほごほう
(参考) 生活保護法

だい じょう ひ ほごしゃ しゅうにゅう ししゅつ た せいけい じょうきょう へんどう また きょじゅうちも
第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しく
は世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出な
ければならない。

だい じょう ひ ほごしゃ きゅうはく ばあいとう しりょく ほごう ほごよう
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要
する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の
はんいない ほご じしきかん さだ かく へんかん
範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

だい じょう きゅうはく ばあいとう しりょく ほごう もの ちょうしゅう
第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があつたとき（徴収する
ことが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した
とどうふけんまた しちょうそん ちょう だい じょう ほご じしきかん さだ かく ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう
都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収
することができる。

2 ぜんこう きてい ちょうしゅうきん ほうりつ べつだん さだ ばあい のぞ かくぜいちょうしゅう れい
前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により
ちょうしゅう
徴収することができる。

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほごう また たにん う もの
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があつたときは、
ほごひ しべん とどうふけんまた しちょうそん ちょう ひよう ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう
保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、
ちょうしゅう かく ぶん じょう え かくい か きんかく ちょうしゅう
その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 (略)

3 いつわ たふせい しゅだん しゅうろうじりつきゅうふきんも しんがくじゅんびきゅうふきん しきゅう う また たにん
偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をし
う もの しゅうろうじりつきゅうふきんひまた しんがくじゅんびきゅうふきん しべん とどうふけんまた しちょうそん
て受けさせた者があつたときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村
ちょう ひよう かく ぜんぶまた いちぶ もの ちょうしゅう
の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の
じょう え かくい か きんかく ちょうしゅう
40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

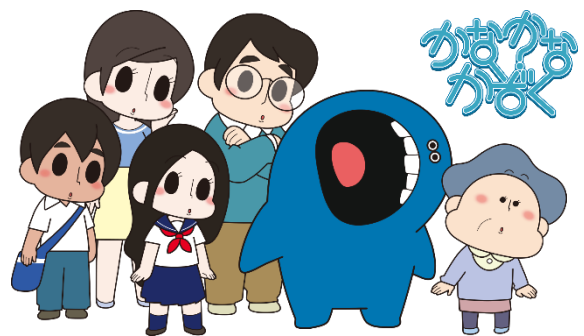
4 ぜんじょうだい こう きてい ぜん こう きてい ちょうしゅうきん じゅんよう
前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。

だい じょう ほご じしきかん ひほごしゃ ほごきんぴん きんせんきゅうふ おこな かぎ こうふ
第78条の2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付
う まえ こうせいろうどうしゅうれい さだ とうがいほごきんぴん いちぶ だい じょう だい こう
を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項
ちゅうりやく きてい ほごひ しべん とどうふけんまた しちょうそん ちょう ちょうしゅう ちょうしゅうきん
（中略）の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金
のないうち あ むね もう て ばあい ほご じしきかん とうがいひほごしゃ せいかつ いじ ししゅう
の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がない
みと とうせいろうどうしゅうれい さだ とうがいひほごしゃ たい ほごきんぴん こうふ さい
と認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に
とうがいもうしで かか ちょうしゅうきん ちょうしゅう
当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

さんこう きょうせいとつづき とくてい こじん しきへつ ばんごう りようとう かん ほうりつ ほう
(参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

だい じょう べつひょうだいいちのじょうらん かか きょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい どりつぎょうせいほうしんどう た きょうせいじむ しりょ
第9条 別表第一の上覧に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理
する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があつた場合
ちの ほうれい きてい どうひょう からん かか しむ ぜんぶまた いちぶ おこな ちの ばあい
にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有す
るとくていこじんじょうほう こじんじょうほう こうりつてき けんさく およ かんり ひつよう げんどう こじんばんごう
る特定個人情報ファイルにおいて個人情報効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号
りよう とうがいしむ ぜんぶまた いちぶ いたく う ちの とうよう
を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 (略)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 電話(045)210-4912(直通) FAX(045)210-8859
横浜市中区日本大通1 丁目231-8588 電話(045)210-1111(代表) 内線4912~4916